

森林経営管理法による不動産登記に関する政令案の概要に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和7年10月22日（水）から令和7年11月21日（金）まで、森林経営管理法による不動産登記に関する政令案に関する意見の募集を行いましたところ、提出者単位で2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、本件に係る政令案は、「森林経営管理法による不動産登記に関する政令」として、令和7年12月17日（水）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

(別紙)

項番	意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>所有者不明の森林に対しても管理責任を明確にし、災害リスクや地域の荒廃を防ぐ仕組みとして非常に意義深いです。市町村が勝手に処分できないよう制度的な歯止めがかかる点も、住民として安心できます。登記制度との連携によって、実体のある管理者が明確に記録される仕組みは、公共資産としての森林にふさわしいと感じます。</p> <p>この制度が他の所有者不明土地にも応用され、地域の持続可能な管理につながることを期待します。</p>	<p>本政令案への賛同意見として承ります。</p>
2	<p>日本土地家屋調査士会連合会は、この度の森林経営管理法による不動産登記に関する政令案について賛同します。</p>	<p>本政令案の賛同意見として承ります。</p>